第2調査結果

1 本調査の対象範囲

一人暮らしの高齢者などの死亡に際して、死亡人の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅法又は墓埋法に基づき、死亡地の市区町村(長)が埋火葬を行い、その費用については、まずは、死亡人の遺留金品を充てるなどし、不足するときは当該市区町村が一時繰替支弁することになっている。

また、葬祭を行う扶養義務者等が困窮している場合や第三者が被保護者等の葬祭を行う場合には、生活保護法に基づき、保護の実施機関が葬祭扶助を行うことになっている。

市区町村等が埋火葬や葬祭扶助を行う案件が増える中、増加傾向にある死亡人の遺留金等の処理や保管については、市区町村等から課題等が示されている。当省が令和2年3月に公表した「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査」でも、市区町村がこれらの死亡人の埋火葬後に残った遺留金等の処理や保管に苦慮していることを把握している。

また、一部の地方公共団体は、地方分権改革に関する提案募集に対し、遺留金等に関する事務について提案を行った。この提案を受けて、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定。以下「令和2年対応方針」という。)に、以下の方針が盛り込まれた。

- ・ 「市町村(特別区を含む。(中略))が保管する遺留金銭等の取扱いについては、(中略)市町村が、相続財産管理制度(民法952条)又は弁済供託制度(民法494条)を活用して遺留金銭等を処理するための必要な手続等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、預貯金も遺留金銭に含まれることを明確化し、地方公共団体及び各金融機関に令和2年度中に通知する。」
- ・ 「市町村長(特別区の長を含む。)が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務(墓地、埋葬等に関する法律9条2項及び行旅病人及行旅死亡人取扱法11条から15条)については、地方公共団体が円滑に執行することができるよう、相続人調査等のための留意事項等について整理した手引を作成し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」

この方針を踏まえ、厚生労働省は、令和2年12月、生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)を改正し、保護費(葬祭扶助)に充てた後に残った遺留金品の処理に当たり弁済供託制度の活用を可能とした。

また、厚生労働省及び法務省は、令和3年3月、地方公共団体における遺留金等の取扱事務の円滑化に資する観点から、身寄りのない人が亡くなった場合の対応、預貯金も遺留金銭に含まれることの明確化、相続財産管理制度(民法(令和3年法律第24号による改正前の民法)第951条から第959条に基づくものをいう。以下同じ。)・弁済供託制度の活用の流れ等をまとめた「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」(以下「手引」という。)を策定し、都道府県及び市区町村に周知した(令和3年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、社会・援護局保護課事務連絡)。

こうした状況を踏まえ、本調査では、以下(1)から(3)までのとおり、行旅法、墓埋法及び生活保護法の3法律に基づいて、市区町村等が対応している死亡人(以下「引取者のない死亡人」という。)の遺留金等の処理や保管の実態を中心に把握することとした。各法律における制度の概要は以下のとおりである。

(1) 行旅法

行旅法第1条第1項において、行旅死亡人とは行旅中に死亡し引取者のない者とされ、同条第2項において、住所、居所又は氏名が分からず、かつ引取者がいない死亡人については、行旅死亡人とみなすこととされており、行旅法第7条において、行旅死亡人は、死亡地の市区町村が遺体の埋火葬等を行わなければならないこととされている。

(2) 墓埋法

墓埋法第9条第1項において、遺体の埋火葬を行う者がないとき、又は判明しないときは、 死亡地の市区町村長が、これを行わなければならないこととされている。

ただし、身元不明の場合は、行旅法に基づいて行旅死亡人とみなすことから、墓埋法により埋 火葬される死亡人(以下「墓埋法適用死亡人」という。)とは、身元が判明しているものの埋火 葬を行う者がない又は判明しない死亡人で、他の法律の適用がない場合である。

(3) 生活保護法

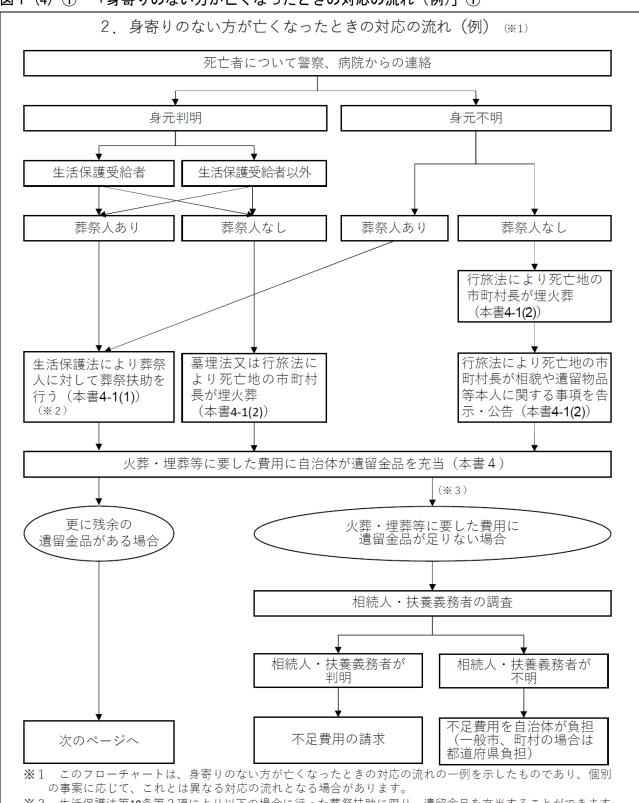
生活保護法第 18 条第 1 項において、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、葬祭扶助が行われることとされ、同条第 2 項において、①被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭を行う扶養義務者がない場合(第 1 号)、②死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がない場合において、その遺留金品で、葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできない場合(第 2 号)に、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、葬祭扶助を行うことができることとされている。

このうち、第 18 条第 2 項各号については、葬祭を行うのは扶養義務者以外の第三者であり、遺体や遺留金品は引き取らないものと考えられ、本調査における引取者のない死亡人に該当する。他方、第 18 条第 1 項に基づく葬祭扶助は、葬祭を行う扶養義務者自身が困窮している場合に行うものであり、遺体や遺留金品は、葬祭を行う扶養義務者が引き取ると考えられることから、本調査における引取者のない死亡人には該当しない。

(4) 引取者のない死亡人が発生した場合の対応

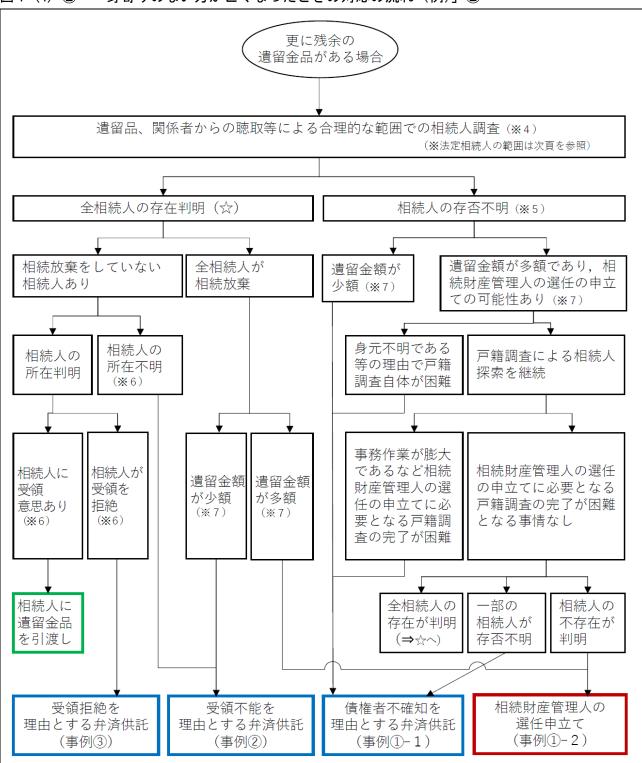
手引において、図 1-(4)-①及び図 1-(4)-②のとおり、「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ(例)」が示されている。

図 1-(4)-① 「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ(例)」①



- ※2 生活保護法第18条第2項により以下の場合に行った葬祭扶助に限り、遺留金品を充当することができます。
 生活保護受給者が亡くなった場合で、その葬祭を行う扶養義務者がいないとき。
 - · 亡くなった方の葬祭を行う扶養義務者がいない場合で、当該亡くなった方の遺留金品で葬祭に必要な費用を満たすことができないとき。
- ※3 墓埋法又は行旅法により埋火葬した場合に限ります。
- (注) 手引から抜粋した。

図 1-(4)-② 「身寄りのない方が亡くなったときの対応の流れ(例)」②



- ※4 債権者不確知を理由とする弁済供託をするために行う調査については、後記の「6.事例集」の事例①-1における【よくあるご質問】Q2を参照。
- ※5 「存否不明」には、ある相続人の存在は判明しているが、その他の相続人の存否が不明である場合も含みます。
- **※**6 複数の相続人がいる場合については、後記の「6.事例集」の事例②における【よくあるご質問】 \mathbf{Q} 2 及び事例③における【よくあるご質問】 \mathbf{Q} 2 を参照。
- ※7 遺留金額が少額か多額かは、遺留金額が相続財産管理人の選任を申し立てるために必要と見込まれる予納金の額を超えているか否かなどを参考にして判断されます。
- (注) 手引から抜粋した。